

官報

號外

明治二十九年一月二十六日

日曜日 內閣官報局

第九回 衆議院議事速記録第十二號

明治二十九年一月二十五日(土曜日)午後一時十七分開議

議事日程 第十二號 明治二十九年一月二十五日

午後一時開議

- 第一 明治二十八年勅令第四百四十四號(政府提出貴族院送付) 第一讀會
- 第二 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 第一讀會
- 第三 司法官試補實地修習期間ニ關スル法律案(政府提出貴族院送付) 第一讀會
- 第四 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 第一讀會
- 第五 明治二十八年勅令第九十二號(政府提出承諾) 第一讀會
- 第六 理事ノ恩給及遺族扶助ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會
- 第七 官設鐵道用品資金增加法律案(政府提出) 第一讀會
- 第八 官設鐵道用品ヲ官設鐵道用品資金ヨリ買入ル、トキ前金拂概算渡ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會

○議長(楠本正隆君) 是ヨリ諸般ノ報告ヲ爲シマスル

(佐脇書記官朗讀)

議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

國立銀行處分法案

提出者

中野 武營君 星 亨君
佐々友房君 工藤 行幹君
須藤時一郎君 末吉 忠晴君
金尾 稜嚴君 鹿島 秀磨君
和田彦次郎君 小室 重弘君

社寺林地保管法案

提出者

今井磯一郎君 大津淳一郎君
藤 金作君

特別委員長及理事左ノ通り當選セラレタリ
郡制改正法律案審查特別委員長

多田作兵衛君

同理事
特別委員左ノ通り指名セリ

市町村立小學校教員年功加俸國庫補助法案審查特別委員

肥塚 龍君 毛利 莫君 堀 昌造君

江崎 均君 金岡又左衛門君 佐竹 正詮君

直原守次郎君 眞下珂十郎君 漆間 民夫君

森林法案審查特別委員

中野 武營君 木村格之輔君 中村 彦次君

佐藤 忠望君 櫻井 勉君 谷河 尙忠君

河原林義雄君 目黒 貞治君 中村 彌六君

工藤 行幹君 齋藤 貞輔君 恆松 隆慶君

藤 金作君 重岡 薰五郎君 今井磯一郎君

大北作治郎君 首藤 陸三君 小林乾一郎君

○議長(楠本正隆君) 是ヨリ會議ヲ開キマス、請暇ノ件ニ附キ決議ヲ要シマス、元田肇君病氣ニ附キ三週間ノ請暇、御承知ニナリマスルカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(楠本正隆君) 御異議ナシト認メマス——田中正造君へ御注意ヲシマスルガ、昨日ノ御演說中ニ「蛆蟲」ト云フコトガゴザイマス、當時議長ハ確ニ確メマセヌデシタガ、速記録ニ明記ヲ致シテゴザイマス、是ハ特ニ同君ニ取消ヲ議長ハ命ジマス

○田中正造君(二百九十番) 折角ノ御注意デゴザイマス、謹デ取消シマス

○議長(楠本正隆君) 請願委員長佐藤昌藏君

(佐藤昌藏君演壇ニ登ル)

○佐藤昌藏君(二百十二番) 諸君、請願委員會ノ報告ヲ致シマス、請願委員長及理事ノ選定ハ既ニ報告ニナリマシタカラ、之ヲ略シマスル、其後例ニ依リマシテ法律、租稅ザツト三科ニ分チマレテ、書類ヲ配當シ委員ヲ置キマシテ調査ヲ致シテ居リマス、去ル二十一日ハ委員會ヲ開キマシテ、二十七件ヲ會議ニ付シマシテゴザイマス、其結果ハ院議ニ付スベシトスルモノ三件、一ハ函館港改良工事費補助ノ件、二ハ利尻禮文海底電線敷設ノ件、三ハ石見國濱田港ヲ以テ朝鮮國貿易品積卸港ト爲スノ件デゴザイマス、又院議ニ付スルヲ要セズトスルモノ二件、一ハ小學生徒ニ筆道速成法普及費國庫臨時補助ノ件デゴザ

イマニ、二ハ取引所稅改正ノ件、參考トシテ特別委員ニ廻送スベシトスルモ
ノ十一件、一ハ四國鐵道第一期線ノ繰上デノ件、二ハ棉花輸入稅廢止ノ件、
三モ四モ五モ六モ七モ八モ同上棉花輸入稅廢止ノ件デゴザイマス、九ハ酒造
稅則改正追加及附則削除ノ件、十ハ菓子稅則廢止ノ件、十一モ同上デゴザイ
マス、參考ノタメ政府ヘ廻送スベシトスルモ、四件、一ハ四大學設立ノ件、二
ハ小作條例制定ノ件、三ハ東海道三島町ヨリ下田町ニ至ル道路國道編入ノ件、
四ハ萬國博覽會設置ノ件、却下スベシトスルモ、五件、一ハ賣藥及點祈禱ニ
關スル廣告ノ件、二ハ憲法第五十五條大臣責任ヲ明ニセシコトヲ乞フノ件デ
ゴザイマス、三モ同上、四ハ憲法擁護ノ件、五ハ内閣大臣責任ニ關スル件、此
五件デゴザイマス、又決議ヲ暫時延期致シマスルモノハ二件デゴザイマシテ、一
ハ願德表ヲ奉呈製艦費御辭退奏上ノ件、二ハ北海道殖民鐵道株式會社利益保
護特許ノ件デゴザイマス、是ハ即チ二十一日會議ノ結果デゴザイマス、皆テ
昨年十二月二十八日ヨリ本院ニ於テ諸請願書ヲ受領ヲ致シマシタル總數ハ百
七十一件デゴザイマス、其内請願文書表ヲ調製致シマシテ、第一回ノ分ハ既
ニ諸君ノ御手許ニ廻ッテ居リマス、第二回ニ調製シテ差出シマスル分ハ未ダ
廻付ニハナリマセヌガ、遠カラズ御手許ニ廻リマスルコトデゴザイマスルカ
ラ、左様御承知ヲ請ヒマス、最モ此總數百七十一件ノ内、部類ヲ分ケマスレ
バ、則チ一科ノ法律ニ屬スルモノハ二十二件、二科租稅ニ屬スルモノハ二十
四件、第三科ノ雜部ニ屬スルモノハ百二十五件デゴザイマス、此雜部ノ内、復
族祿等ノ請願ニ關スルモノハ七十四件デゴザイマス、右等ノ請願文書ノ景況ニ
ゴザイマスルカラ、一寸取束ネテ御報道致シテ置キマス

○大竹貫一君(百四十九番) 一寸請願委員長ニ質問ガアリマス、唯今請願委
員長ノ御報告ヲ聽キマスルト、却下ノ部ニハ、憲法第五十五條大臣責任ノ實
ヲ明ニスルト云フコトノ請願、或ハ憲法擁護ノ請願ハ却下ニナツタ云々ト御
報道ニナツタヤウデゴザイマスガ、如何ナル理由デ委員會ハ却下ニシタコト
デアリマスカ、議事ノ顛末、其理由ヲ明ニ報告セラレンコトヲ望ミマス

○佐藤昌藏君(二百一十一番) 別段理由ト云フモノハゴザイマセヌガ、即チ憲
法六十八條、第六十九條、其兩條ニ據ッテ却下ト云フ決議ニナリマシタノデ
ス、又議院法ノ百四十九條ニ據ッテ却下致シタノモアルノデゴザイマス、サ
ウ御了承ヲ願ヒマス

○議長(楠本正隆君) 是ヨリ議事日程ノ第一、勅令百四十七號議院ノ承諾ヲ
求ムルノ件、朗讀ハ省略致シマスル

第一 明治二十八年勅令第四百四十四號(政府提出貴族院送付承諾ヲ
求ムル件)

(左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)
勅令第四百四十四號
文武官其ノ他官廳ノ命ニ依ル者ノ外日本臣民ハ管轄地方廳ノ許可ナクシテ
朝鮮國ニ渡航スルコトヲ禁ス犯ス者ハ一年以上以下ノ重禁錮ニ處シ二
十圓以上二百圓以下ノ罰金ヲ附加ス
本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス

(内務大臣子爵野村靖君演壇ニ登ル)

○内務大臣(子爵野村靖君) 諸君、勅令第四百四十四號ニ就キマシテ、即チ渡
韓ノ取締リニ關シテ譯デゴザイマス、第七議會ニ於テ、其結果トシテ政府ハ
效ナキコトヲ公布致シマシタ末、不幸ニモ昨年此勅令ノ發布ノ當時ニ於テ、已
ムヲ得ザル事變ニ遭遇致シマシタ、即チ更ニ緊急勅令トシテ差出サレタコト
デアリマス、其理由ハ則チ諸君ニ分付致シマシタコトヲ以テ明瞭ト信ジマス
ル、此件ハ事頗ル肝要ニ屬シマス故、更ニ諸君ノ御注意ヲ惹カンガタメニ、一
言ヲ茲ニ呈シマスル、則チ將來ニ於キマシテモ取締上必要ノ件デアリマスル
故ニ、速ニ承諾ノ御決議ニナランコトヲ希望致シマスシ、併セテ將來ニ此效
ヲ有チマスルコトヲ望ニ堪ヘマセヌ、因ッテ此段ヲ申述ベマスル

○工藤行幹君(百十番) 内務大臣ニ向ッテ質問致シタイ、此法案ノコトニ就
キマシテ、既往ニ於テ如何ナル不都合ガアツテ、是非此勅令ヲ發シナケレ
バナラヌカ、又後來ニ於テ此效力ヲ有シナケレバナラヌト云フ事實ガ、如何
ナルコトノ不都合ガアツタカ、既往ノ事ニ就イテ其事ヲ承リタイ、尙ホ續イテ
質問ガアリマスガ、一ツツツ

○内務大臣(子爵野村靖君) 此取締タルヤ、即チ別段ノ職業ナシ、別段ノ身
ニ極ツタ所ノ學業ノ上ニ就イテノ件等ノヤウナ事ガアリマセヌ人達ノ渡韓
ヲ致シマシテ、是ガタメニ或ハ混雜ヲ惹起シマスル患ガアルガタメニ、左様
ナ者ハ取締ヲ致シマシテ、渡韓ヲ致サセヌト云フコトデアリマスル、即チ此
ドウ云フ事柄ガ妨ガアツタカト云フ御質問ニ對シマシテ、昨年ノ十月八日ニ
於キマシテ、不幸ニモ韓地ニ於キマシテ非常ナ混雜ガ生ジマシタガ、此際ニ
於キマシテハ、前申述ベマスル通、一定ノ目的ノナイ人ガ多クアリマシ
テ、即チ韓地ニ於キマシテハ、取締上ニ於テ退韓ヲ命ジタ人ガ澤山アリマス
ル、即チ此事項、明ナコト、存ジマス

○工藤行幹君(百十番) 尙委ク承リタイ、此勅令ト云フモノハ、元ト議院デ
一遍廢棄ニナツタノヲ、是非必要トシテ復タ之ヲ勅令發布ニナツテ、此議
場ノ承諾ヲ得タイト云フコトハ、必ヤ既往ニ不都合ナ事ガアツテ廢シタモノ
ト、本員モ信ジテ居ル、サモナケレバ、唯内閣員ガ是ガタメニ後來不都合ガ
アルダラウト云フ想像のカラ、一旦議場デ否決シタモノヲ、再ビ出ス必要ガ

ナカラウト、本員ハ信シテ居ルノデアル、故ニ本員ノ質問ハ、何カ之ヲトメ
ナケレバナラヌ、斯ノ如キ勅令ヲ發セナクチャナラヌト云フ、既往ニ不都合
ガアツタラウト云フコトヲ承ツタノデス、然ルニ唯今御答ノ中ニ、十月八日
ノ事變ガ即チ是デアル、斯ノ如キ十月八日ノ事變ガ出來ルノハ、此勅令ガナ
イガタメニ此事變ガ出來タ、ト云フガ如キ御答ノヤウニ本員ハ承ル、果シテ
然ラバ、此十月八日ノ事變ト云フモノハ、地方官ノ許可ヲ得ナイデ行ツタ者
バカリデ、此事變ヲ起シタノデアルカ、又ハ本員等ノ聞ク所ニ據レバ、又見
ル所ニ據レバ、或ハ軍人、或ハ公使館ノ、畏レ多クモ、天皇陛下ノ代理ノ
人マデ、此廣島ノ獄ニ投セラレタト云フヤウナコトデアル、此善惡ハ本員ハ
知ラヌガ、此事ハ他日又論ズルコトガアラウ、ケレドモ免ニモ角ニモ、唯此
勅令ヲ以テ、正當ノ業ノナイ者ヲ渡韓スルコトガ出來ナイト云ツテ禁シタ所
ガ、今後八日ノ如キ事變ガ生ズルコトガナイト云フコトハ、私ハ決シテアル
マシキ道理ト思フノデゴザイマス、何トナラバ八日ノ事變ハ、決シテ無賴ノ
徒ガ起シタモノデナイ、然ルニ八日ノ、彼ノ十月八日ノ事變ノタメニ、此勅
令ヲ發シナクチャナラヌト云フコトデアルナラバ、先ヅ以テ之ヲ許可シタ其
責任者ガ、相當ノ責ヲ引カナクチャナラヌト云フコトハ、當リ前ノ事デアラ
ウト深ク信ズルノデアル、然ルニ此主トシテ遣ツタ者ガ事變ヲ起シタコトハ
不問ニ置イテ、他ノ者ヲ悉クトメントスルノハ、甚ダ本員ガ其意ノ在ル所ヲ
了解スルニ苦シムノデアル、若シ地方官ノ如キ者ヲシテ、人ヲ吟味シテ渡韓
セシムルナラバ、十月八日ノ如キ事變ガナイト云フ事ハ、殆ド前後矛盾シタ
コトデアルト思ハル、ガ、十月八日ノ事變ハ、果シテ許可ヲ得ナイ者バカリ
ガシタモノデアアルカ否ヤト云フコトヲ、私ガ質問スルノデアリマス

○内務大臣(子爵野村靖君) 御答ヲ申シマス、過刻御答ヲ申シマシタ意味ヲ、
工藤君ハ尙ホ能ク御了解ニナラヌト存ジマスル、即チ十月八日ノ變ノ時ヨリ
シテ、韓地ニ於テモ退韓ヲ命ジマシタ者ガ多クアリマスル、即チ其中ニハ、此
勅令ノ趣意ナル、一定ノ目的ガナイ人ガ多クゴザリマシタ、全クソレ故ニ十
月八日ノ變ガ起ツタトハ申シマセヌ、既ニ廣島ノ獄ニ投セラレマシタ人達ノミ
ナリマセヌ、外ニモ退韓ヲ命ゼラレタ人ガ多クアリマスル、即チ一定ノ目的
ノナイ人デアリマシタノデス、其事ヲ申シマシタノデアリマス

○工藤行幹君(百十番) 尙一ツ承リマス、唯今承ルト、十月八日ノ事ニ拘ラ
ヌ、十月八日以後追々退韓ヲ命ジタ者ガアルカラ、ソレガタメニ、此勅令ヲ
發セナケレバナラヌト云フコトニ承ツテ宜シウゴザイマス、唯今承ル所デ
ハ……

○内務大臣(子爵野村靖君) 此勅令ガ……左様デゴザリマス、サウ云フ事實
モアリマスルニ依ツテ、尙ホ將來ニ向ツテモ、其事ノ取締ノ必要アリトシテ、

速ニ決議ヲ希望シタコトデゴザリマス

○工藤行幹君(百十番) 尙續イテ質問致シタウゴザリマス、此理由書ニ據リ
マスルト、或ハ商業、或ハ漁業ニ従事スルコト云フ如キ者ハ、之ヲ許可スル積
デアルト云フ譯デアアルナラバ、外ニ此地方官ノ許可スル見當ト云フモノハ、
ドウ云フ事ヲ見當ニ致シマス、先ヅ茲ニ一ツ、モノヲ舉ゲテ言フナラバ、
學術上、或ハ地理ヲ研究セ、或ハ事業上ノ事ニ就イテ觀察ニ行ク者モアリマ
セウ、是ハ商業デモナイ、漁業デモナイ、所謂後進國ノコトデゴザイマス
カ、地理ヲ研究ニ行ク者モアリマセウシ、或ハ鑛山ノ如キモノヲ探檢ニ行ク
者モアリマセウ、右等ノ如キ者ヲ、一切之ヲトメルト云フノデゴザイマス
カ、此目的ハイヅレ、ドウ云フ種類ノモノハ許ス、ドウ云フ者ハ許サヌト云
フ、一定ノ御趣意ガアルカ、ソレヲ承リタイ

○内務大臣(子爵野村靖君) 取締上ニ就イテ認定ヲ致シマス、故ニ平素其人
ノ行跡甚ダ危險ナリト認メマスル者ハ許シマセヌ、又工藤君ニ御答申シマス
ガ、此前承リマスル所ニ依リマスルト、工藤君ハ渡韓ノ御心立チガアツタトキ
ニ以前出テ居リマシタ勅令ノ在ルタメニ、地方ニ於テ多少ノ故障ヲ御受ケナ
サレ、御迷惑ヲ御受ケナサレタコトガアルヤウニ承リマシタ、以後ハ左様ノ
事ハ致サセマセヌ積デアリマス、又今日マデハ致シマセヌデゴザイマス

○工藤行幹君(百十番) 尙ホ一ツ——本員ノコトニ就イテ、野村大臣ハ唯今
仰シタルコトデゴザリマスルカラ、私ガコ、デ質問スルコト云フモノハ、決シ
テ一人一己ノタメニ質問ハシナイ積デアアル、然レドモ答辯者其者ナラ本員ノ
コトヲ言フタ以上ハ、尙私モ一言致シマセウ、其事ハ全ク本員ノ渡韓ヲ地理
研究ト云フテ願ツタ所ガ、故障ヲ附ケタノハ、ソレデハ當局者ノ失策デア
タガ、以來ハ右様ノ事ヲシナイト云フナラバ、本員ヲトメタノハ、或ハ本員
ヲ兇暴ヲ働クモノト視テトメタノデアアルカ、或ハ政府ノ失策デアツタカ、之
ヲ明ニ承リタイ、尙ホ今後右様ノコトガナイト云フノハ、ドウ云フコトヲシ
テ、ナイト云フノデゴザリマスルカ、右様ノ事ガナイト云フナラバ、必ズ是
是ノ種類ノ者ハ遺ルカラ、右様ノ弊ガナイト云フコトガナケレバナラヌ、其
種類ニ依ツテ地方官ガトメルデアラウ、内務大臣モ訓令ヲスルデアラウ、是
ノ種類ノモノハヤラヌト云フコトガアルデアラウト思フ、故ニ今後ノ過ノナ
イタメニ、ドウ云フ種類ノモノハヤル、ドウ云フ種類ノモノハヤラヌト云フ、
一定ノ御見込ガアルナラバ承リタイ、併テ……

(此時「答辯スルノ必要ナシ」ト呼フ者アリ、工藤行幹君「必要アル」ト
呼フ「質問書ヲ出シ賜ヘ」ト呼フ者アリ)

○内務大臣(子爵野村靖君) 御答申シマスルガ、既往ノ事ニ於キマシテハ、別
段ノ是ハ事ト存ジマスル、則チ將來ニ於キマシテハ、其人ノ——渡韓ヲセン

トスルハノ平素ノ行狀ニ於テ、地方廳ニ於テ善イト認定ヲ致シマスルコトデアリマスル、此段ヲ申答ヘマスル

○田中正造君(二百九十番) 大臣ニ——内務大臣ニ少シ質問ヲ致シマス、此先キノ農商務次官ノ齋藤修一郎ト云フ人ハ、有名ナル金時計ノ評ヲ受ケテ居ル人デゴザイマスルガ、日本人民ニ相違ナイ、日本ノ人民ニ相違ナイガ、日本ノ臣民トシテハ朝鮮ヘ參ルニハ不都合ノヤウニ思ハレルケレドモ、金時計ト云フ名ガアルガ故ニ、公使ノ機械的ニナツテ、金時計ノ資格デ朝鮮ヘ參ッタノデゴザイマスルカ、齋藤修一郎ノ資格デ朝鮮ヘ參ッタノデゴザイマスルカ、ソレヲ御答辯アラントコトヲ——明瞭ニ御答辯アラントコトヲ……

○内務大臣(子爵野村靖君) 本官ニ於テ、此事ニ於テ答辯ヲ致スコトガ出來マセヌ、別段ニ分リマセヌ——私ニ分リマセヌ、ドウゾ……

(此時「答辯無用」ト呼フ者アリ)

○田中正造君(二百九十番) ドウモ二百九十番ニ辯ヲ費サスルニ至ッテハ困ッタモノデゴザイマス、凡ソ我國ニ於テ信用ヲ失タル所ノ人間——彼ノ金時計ニ依ッテ信用ヲ失タル所ノ人間——此國ニ於テ信用ガナイモノヲ、朝鮮ヘ持ッテ往ッテ使フト云フ程亂暴ナ話ハナイ、斯ウ云フ法律ヲ御持ヘニナル精神カラ見ルト云フト、一向ニ分ラヌ話デアルカラ往ッテモ差支ナイト云フヒタンデナイ、金時計ノ資格ナラバ、金屬デアルカラ往ッテモ差支ナイト云フ趣意デ、之ヲ公使井上君ガ携ヘテ往ッタト見レバ、ソレデ答辯ニナル、人間デアルト言ヘバ容捨ハナラナイ、ソレ故ニ答辯ヲ——明ニ答辯ヲシテ吳レト云フノデアル

○内務大臣(子爵野村靖君) 此事ニ就イテハ、本官ハ答辯ヲスルノ限ニアリマセヌ

(此時田中正造君「サウ言ハナケレバナラヌ」ト呼フ)

○山田泰造君(二百八十七番) 本員モ少シク此理由ニ不明瞭ナコトガアリマスカラ、一應其不明瞭ノ廉ヲ御確メ申シテ置キタイト思ヒマス、願ハクハ御答辯ヲ願ヒマス、此理由書ニ據リマスルト、「正當ノ目的ヲ有スル商業又ハ漁業ニ從事スル者等ノ渡航上ニ於テハ政府ハ可及的ノ便宜ヲ與フルヲ怠ラサルヘシ」——是ハマア敢テ質問スルマデモナイデアラウトハ存ジマスルガ、併シ政府ハ商業カ漁業ニ限ッテハ便宜ヲ與フル、併ナガラ朝鮮ニ對スルノ政治上ノ觀察デアル、諸般ノ事ヲ觀察スル、即チ彼ノ國ノ景況——是等ノ用ニ參ルニハ、便宜ヲ與ヘヌト云フ趣意ニナルヤウニ思ハレマスルガ、斯ノ如キ類ヒノ者ニハ、成ルベク渡航ヲサセヌト云フ趣意デアリマスルカ、其理由——殆ドソレ等ノ點ニ對シテハ明瞭ヲ缺ク、明瞭ヲ缺クノミナラズ、暗ニ却テ是等ハ杜絶スルガ如キ感ガアリマスル、此點ニ就キマシテ御尋ヲ致シマス譯デアリ

マス

(政府委員内務次官松岡康毅君演壇ニ登ル)

○政府委員(松岡康毅君) 山田君ノ御尋デゴザイマシタガ、少シ聽落シマシタガ……

○山田泰造君(二百八十七番) デハ申シマセウ

○政府委員(松岡康毅君) 商業漁業ニ從事スル者ニハ、及ブベキダケノ便宜ヲ與フルトアルガ、其他ノ者ニハ便宜ヲ與ヘナイカト云フ御尋デゴザイマスカ

○山田泰造君(二百八十七番) 「文武官其他」ト云フコトガアリマスルガ、即チ朝鮮ノ國ノ形勢ヲ觀察スルトカ、斯ウ云フ方ノ點ニ對シテ參ル者ニハ與ヘナイト云フ意味ガ自然ト附クカノ如クニ思ハレマスル、果シテサウデアリマスルカ

○政府委員(松岡康毅君) 決シテサウ云フヤウナ意味ヲ含デ居ル譯デハアリマセヌ、是ハ禁シタ精神ハ唯今大臣カラ申述ベマシタ通、併ナガラ渡航ヲ禁ズル杯ト云フコトハ、此漁業杯ハ至ッテ山陰道カラ九州地方ハ朝鮮ニ向ッテ渡航スル者ガ多イ、又商賣杯モ多イノデアリマスルカ、サウ云フ者ヲ嚴重ニセラレテハ、餘程商業漁業ノ便利ヲ缺クデアラウト云フ事ハ、何人ト雖モ疑ノ起リ易イモノデアル、ソレ故ニサウ云フヤウナモノニハ、尙更便宜ヲ與ヘルト云フコトヲ申シタノデ、與ヘルト書イテアル外ノモノニハ、不便宜ヲ與ヘルト云フ意味マデ持ツト云フ趣意デハナイノデゴザイマス

○議長(楠本正隆君) 日程ヲ進メマスル、次ハ第二、特別委員ノ選舉ノ件

第二 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

○工藤行幹君(百十番) 例ノ通、九名ノ委員ヲ議長ノ指名ヲ以テ……

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(楠本正隆君) 議長指名ハ御異議ナシト認メマス——次ハ日程ノ第三、司法官試補實地修習期限ニ關スル法律案、朗讀ヲ省イテ議題ニ供シマス

第三 司法官試補實地修習期間ニ關スル法律案

(政府提出貴族院送付)

(左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

司法官試補ノ實地修習期間ハ今後五箇年間ハ一年六箇月マデニ減縮スルコトヲ得

○司法大臣(芳川顯正君) 諸君、此案ハ極テ簡單デゴザリマス、一口ニ申セバ司法官ノ實地修習期限三箇年ト云フガ長過ギルガタメニ、之ヲ半減ニシヤウ

ト云フノデアリマス、一見スレバ甚ダ肝要ナキガ如クニアリマスケレドモ、
尙ホ之ヲ長クシテ置キマスル短ク致シテ置キマスルニ依ッテ隨伴スル所ノ
影響ガ我司法部ニ蒙リマスルノガ重大ナコトデアリマス、之ヲ詳言スレバ人
生ニ最モ貴重ナル生命財産等ノ爭訟ニ關シ、其是非邪正ノ判斷ヲ司ル所ノ司
法官ヲ養成シ又練熟スル所ノ源泉ノ淺深消長ニ關シマスル如キ重大ノモノデ
アル、故ニ本大臣ハ茲ニ之ヲ短縮致サナクヤナラヌト云フ理由竝ニ此案ガ
從來遭遇致シマス變遷ノ概略ヲ陳供致シマシテ、諸君ノ御參考ニ供シヤウ
ト存ジマス、裁判所構成法ノ第五十八條ニハ司法官ノ修習期限ヲ三年間ト極
メデアリマス、思フニ此規程ハ當時立法者ガ深ク歐洲諸國ノ慣例ニ鑑ミ又我
邦ノ將來ニ考ヘ、頗ル注意ヲ致シテ極メラレタコト、私ハ存ジマスナレド
モ、如何ニセシ我邦法學ノ發達未ダ歐洲諸國ノ如ク參リマセヌ、之ニ反シ我
司法制度ハ俄ニ擴張致シマスニ依ッテ、適當ナル判官即チ司法官ヲ得マス
ルコトガ甚ダ困難デアリマス、ソレ故ニ構成法實施後三年間ハ、此三年ノ規
程ヲ假リニ一年半ニ減縮シテ宜シイト云フコトヲ裁判所構成法施行條例ニ於
テ定メテ便法ヲ圖ラシタデアリマス、此便法ニ因リマシテ、我司法部ハ頗
ル便利ヲ得マシタ、然ルニ此三年間ノ期限ハ早ヤ明治二十六年十月ニ於テ盡
キマシタ、十一月ヨリハ此期限經過ノ後ニナリマスカラ、構成法ニ適當ナル
規定即チ三年間實地修習シタル試補ヨリ判事、檢事ノ補闕員ヲ補充致サナク
チヤナラス姿ニナリマシタ、翻ッテ此時ノ狀況ハ如何デアアルカト顧ミマスル
ト、試補トナル人ニ不足スルコトハ從前ニ異ナリマセヌ、連モ三年間ノ規程
ニ限リマシテハ毎年澤山生ズル所ノ司法官ノ闕員ヲ充スコトガ出來ナイト云
フコトニ遭遇致シマスシタデアリマス、因リマシテ二十六年ノ通常會ニ向ッ
テ、今後五箇年ノ間ハ尙施行條例ノ軌轍ヲ逐フテ、三年間ノ實地修習期限ヲ
一年半ニ致シタイト云フコトヲ貴族院へ提出致シマシタデアリマス、定テ
此可決ヲ得ルナラント希望致シテ居リマシタガ、果シテ其時ハ可決ヲ得マシ
タ、直ニ當院ニ廻付ニナリマシタデアリマス、當院ニ於テモ直ニ實際已ム
ヲ得ザルコトヲ察セラレテ、速ニ通過スルナラント豫期ヲ致シテ居リマシタ
ガ、不幸ナルコトニハ其時ノ議會ハ解散ニナリマシテ、遂ニ首尾能ク通過ス
ルコトヲ得マセナカッタノハ、今尙甚ダ遺憾ニ思ヒマスデアリマス、ソレ故
ニ其次ノ議會ノ開クルヲ待チマシテ再ビ案ヲ提出致シマシタデアリマス、
然ルニ豈圖ランヤ貴族院ニ於キマシテハ前年ノ可決ニ變リマシテ、多數ノ反
對ヲ得テ否決ト爲リ終リマシタ、茲ニ至ッテ毎年生ズル所ノ司法官ノ缺員ヲ
充スニハ當局者ハ頗ル困難ヲ極メマシタデアリマス、ソレ故ニ又次ノ議會
ノ開クルヲ待ッテ提出致サウトハ存ジマシタナレドモ、貴族院ニ於テ多數ノ
決議ヲ以テ否決ニナリマシタモノデアリマス故ニ、貴族院ノ議ヲ重ズルガ

タメニ他ノ一ノ便法ヲ求メマシテ、今日マデ從事ヲ致シテ參リマシタデア
リマス、然ルニ此他ニ求メマシタ便法ニ於キマシテモ、幾ラノ便宜ヲ得マシ
タニ相違ハゴザイマセヌケレドモ十分ノ目的ヲ達スルコトガ出來ズシテ、今
尙ホ司法官中ニハ闕員ヲ生ジテ居ルモノガ澤山アルト云フ次第デアアル、ソレ
故ニ三度ビ此案ヲ提出シテ諸君ノ協贊ヲ求ムル次第デアリマス、此司法省
ニ於キマシテ此試補ヲ修習致シマスルニ一ノ困難ガゴザリマス、他ノ官省
ニ、例ヘバ大學卒業ノ人ガ參リマスレバ幾ラノ年限ヲ經ナケレバ、本官ニ採
用スルコトハシナイト云フ規定ハゴザリマセヌニ拘ラズ、司法官ニアッテハ
三年間修習シナケレバ、本官ニナルコトハ出來ヌト云フ規程ガゴザリマス
メニ、司法省ニ向ッテ試補ヲランコトヲ願フ人ハ至テ少ナイデアリマス、
又他ノ官省ニ向ヒマシテハ試補ヲラザルモ或ハ屬官ト爲リテ四百圓、五百圓
ノ給料ガ取レルニ拘ハラズ、司法省デハ其コトニ參ラレヌ、故ニ試補ニナ
テ來ル人ガ至ッテ少イ狀況デアリマス、ソレ故ニ此年限ヲ短縮致シマシタ
ラバ、本官ニナル途ガ早クナリマス故ニ、澤山試補ニナラウト云フコトヲ望ム
人ガアラウト豫期致シマスデアリマス、今昨年ノ一例ヲ申シマス、昨年ノ
如キハ第二回ノ競爭試驗ニ及第シタル者ガ僅ニ十五人、ソレニ翻ッテ司法官
ノ空位ヲ生ジタノハ幾ラアルカト云フコトヲ考ヘルト、最近三箇年ノ統計ニ
依リマスルト、九十八名闕員ヲ生ズルデアリマス、此九十八名ノ空位ニ對シ
テ及第シタル者ハ僅ニ二十五人デ、連モ此闕員ヲ充シテ今日マデノ如ク司法事
務ヲ處辨シテ往クト云フコトハムツカシイデアリマス、是ニ於キマシテ前
ニ申シマシタ便法ニ依リマシテ、其途ヨリ補充致シマシタデアリマス、即
チ辯護士法ガ世ニ效力ヲ施スコトニナリマシテ、辯護士ヲ三年以上勤メタ者
ハ司法官ト爲ルコトガ出來ルト云フ規程ガ構成法ニアリマス、是ニ依リマシ
テ不足ノ分ハ辯護士カラ補充致シマシテ、辛クモ今日マデ參リマシタナレド
モ、辯護士ト申シマシテモ全國ニ有數ノ人デアリマスニ、毎年九十八名生ジ
テ往クト云フモノヲ有數ノ辯護士ニ向ッテ求ムルト云フコトハ到底ムツカシ
イデアリマス、ソレ故ニ今施行條例ノ當時ニ溯ッテ、一年半ノ修習期間ニ
減縮シマシタナレバ、他ニ於テ得ル所ノ便法ヲ併セ、爲ニ將來ニ於テハ多ク
便利ヲ得ルナラント存ジマス、是即チ此案ヲ提出致シタル所以デアリマス、
若シ此儘ニシテ補充充テ致スコトガ出來マセナカッタナラバ、吾々同胞四千
万衆ガ今日マデ得マシタ所ノ便利自由ヲ失フニモ拘ラズ、裁判組織ヲ減縮致
スト云フヨリ外ニ致方ハナイト思ヒマス、若シ然ラザレバ、司法官ヲ希望
スル人、苟モ形式的ノ資格ガアルナレバ、之ヲドシノ採用スルヨリ外ハ致
方ハナカラウト云フデアリマス、今ヤ諸君御承知ノ如ク、御互ニ三十年一
日ノ如ク希望致シマシタル、條約改正モ談判著々歩ヲ進メ、既ニ其半ニ達シ

テ居ル今日デアリマス、自餘ノ諸國モ談判ヲ進メテ、全ク結了ニ至ルハ將ニ遠カラヌ中ニ在ルダラウト私ハ信ズルノデアリマス、其今日ニ於キマシテ司法官ノ選任ヲ精シクセズ、斯ウシテ置イテ、苟モ形式的ノ資格アレバ用ニルト云フ狀況ニナリマスレバ、其影響ヲ蒙ル所ハ如何バカリデアラウト私ハ恐レルノデアリマス、恐ラクハ我國家ノ面目ニ於テ、裁判ノ信用ニ於テ、外國ノ交渉ニ於テ、獨リ名譽ヲ損スルノミナラズ、將ニ得ントスル所ノ果實ヲモ、併テ失墜スルコトハ必至ノ勢デアラウト私ハ深ク心配スルノデアリマス、要スルニ此案ノ存廢極テ重大ノ影響ヲ司法部ニ及シマスガタメニ、願ハクハ諸君ニ於テモ、上來陳述致シマシタル理由、竝ニ現在將來ノ趨勢ニ考ヘラレテ、速ニ此案ニ向ッテ御協賛アラント切望致シマス

○谷澤龍藏君(百六十二番) 一寸質問ヲ致シマス、司法大臣ニ……此案ニ就キマシテハ、此一箇月——六箇月——一箇年六箇月ニ減縮スルトゴザイマス、サウシテ新ニ之ヲ判事檢事ニ補シマスル場合ニ於テハ、固ヨリ之ハ補闕ノコトデアリマスカラ、ソレデ或ハ區裁判所ニ用ユルコトモアラウシ、或ハ地方裁判所ニ用ユルコトモアリマスル、併ナガラ此唯今司法大臣ノ述べラレマシタ通デアッテ、餘程此裁判ト云フモノハ大切ナルモノデアアル、僅ニ此一箇年半ノ見習ヲ致シテ、サウシテ此百般ノコトヲ判決シテ、之ヲ誤ッタナレバ餘程影響ヲ來ス譯デアアルノデ、故ニ本員杯ノ考ハ、或ハ成ル程試補セヌケレバナラヌカラ人ガ少イト云フコトモ聞イテ居ルケレドモ、又其他ニ就イテモ餘程宜シクナイ事情モ聞キマスルガ、僅ニ一年半位ナ見習ノ人ヲ、彼ノ却テ區裁判所ノ如キ單獨ナル所ノ區裁判所ニ迴スト云フコトガアリマスレバ、此判決ニ就テ如何デアラウカ、成ルタケハ、本員杯ノ考デハ地方裁判所ノ如キ合議ノ方ニ迴シテ、サウシテ其試補ノ人ハ區裁判所ニ取ラヌト云フヤウナ工合ニヤリマシタナレバ、餘程良善ナコトニナラウト思フノデ、故ニ此御方針ガドウデアアルカ、固ヨリ補闕ノコトデアアル、又本員杯ノ言フコトハ反對デアアル、全體ハ區裁判所ニ用ヒ、ソレカラ段々地方裁判所ト云フ、控訴院大審院ニ用ユルト云フノガ順序デアアリマスケレドモ、何分人ガ少イカラ、此期限ヲモ短縮シテ行カウト云フヤウナ變則ノ場合デハ、本員ハ成ルタケ此合議ノ方ヘ此判事ヲ用ヒ、單獨ナルコトハ從來經驗ノアルモノニヤラセルト云フヤウナ方針ヲ執ッテスルコトニシテ此案ヲ通過シタナラバ、餘程人民モ幸福ヲ得ルコトニナラウカト考ヘマス、故ニ此方針ハドウデアアルカ、矢張成ルタケ之ヲ區裁判所ニ用井、サウシテ地方裁判所ニ段々從事サヌト云フノ御方針デアアルカ、サウ云フヤウナ事情モ考ヘマスカラ、或ハ成ルタケ合議ノ方ニ用ヒテ、單獨ノ方ニハ用ヒヌト云フ御考デアアルカ、少シク其方針ヲ聽イテ置キタイ、願フニ之ヲ餘程人ノ少イト云フ所カラシテ、變則的ノコトデアリ

マスカラ、隨分此民間デアッテハ、裁判ト云フコトハ緊要ナ事デアアル、僅ニ一年半位ノ見習ノ人ハ、成ルタケ單獨ノ裁判ノ方ニハ用ヒヌト云フヤウナコトニ致シタイ本員ハ考ヲ有ッテ居ル、故ニドウ云フ御方針デアアルカ、成ルタケ新任ノ判事、檢事ハ合議ノ方ニ充テラレルト云フヤウナコトニシテ宜イト云フナレバ、サウ云フヤウナ方針デモ——但シハ區裁判所ノ方カラ漸次昇スト云フヤウナ御考デアアルカ、之ヲ一應

(司法大臣芳川顯正君演壇ニ登ル)

○司法大臣(芳川顯正君) 御答致シマス、別ニ今日マデ必ズ區裁判ニ用ヒル、又ハ地方裁判所ニ用ヒル、或ハ控訴院ニ用ヒルト云フノ方針ハ定メテ、ゴザリマセヌガ、凡ソ物ヲ處スルニハ、種々ノ妨ガナイコトヲ專ラ務メルノデアリマス、若イ未熟ノ人ヲ大層責任アル處ニ用ヒルガ如キニシテ、大層此不都合ヲ生ズルコトハ常ニ生ジサセヌヤウニ務テ居ルノデアリマス、今御懸念ノ如キコトガアラウト思ヒマセヌ

○谷澤龍藏君(百六十二番) ドチラ——區裁判ノ方ニ成ルタケ用ヒルト云フ考デアアルカ、或ハ合議ノ方ニ……

○司法大臣(芳川顯正君) 區裁判、合議ノ方ト極メテハゴザイマセヌ、何分未熟ノ人ガ重大ノ事ニ當レバ、仕損ヒヲレナイカト云フ懸念ノアルハ尤モデゴザイマス、成ルタケ新規ノ人ハ練熟ノ人ニ雜ゼテ仕事ヲサセルト云フヤウニ、從來用ヒ來ッテ居ルノデアリマス

○議長(楠本正隆君) 日程第四、委員選舉ノ件ニ移リマス

第四 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

○議長(楠本正隆君) 前例ノ通、議長指名ニ御異議ガナイト認メマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(楠本正隆君) 次ハ第五、勅令九十二號、朗讀ヲ爲シテ議題ニ供シマス

第五 明治二十八年勅令第九十二號

(政府提出承諾ヲ求ムル件)

(特別委員)

(町田書記官朗讀)

勅令第九十二號

第一條 戰時若クハ事變ニ際シ特設又ハ分駐セル陸軍軍衛若クハ陸軍團隊ニハ必要ニ應ジ臨時陸軍軍法會議ヲ設クルコトヲ得

事平定ノ後ト雖仍引續キ前項ノ軍衛又ハ團隊ヲ置クトキハ臨時陸軍軍法會議ヲ設クルコトヲ得

第二條 臨時陸軍軍法會議ノ管轄ハ特設軍衛又ハ分駐團隊ノ管轄若クハ守

備地方ヲ以テ管轄トシ其ノ構成權限及治罪ニ關スル諸般ノ規定ハ本令ニ於テ特ニ定メタルモノヲ除ク外陸軍治罪法合圍ノ地ノ軍法會議ノ例ニ依ル

第三條 臨時陸軍軍法會議ハ管轄地内ニ在ル常人ノ犯罪及他ノ軍法會議ノ管轄ニ屬スル者ノ犯罪ヲ審判スルコトヲ得但高等軍法會議ノ管轄ニ屬スルモノハ此ノ限ニアラス

第四條 臨時陸軍軍法會議ヲ設ケタル軍衙ノ長官若クハ團隊ノ長ノ其ノ軍法會議ニ關スル職權ハ陸軍治罪法第四條ノ長官ニ同シク其ノ副官及其ノ職務副官ト同シキ者ノ陸軍檢察ニ關スル職權ハ陸軍治罪法第三十一條ノ諸官ニ同シ

第五條 臨時陸軍軍法會議ノ管轄地内ニ於テ陸軍刑法第五十三條第五十四條第五十六條第五十七條第五十八條第五十九條第六十條第六十一條ニ掲クル所ノ罪ヲ犯ス者ハ軍人ニ非スト雖陸軍刑法ニ依テ處斷ス但其ノ豫備若クハ陰謀ニ止マル者ハ陸軍刑法第六十二條第六十三條ニ照シテ處斷ス第六條 本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス

○議長(楠本正隆君) 委員長依田道長君

(依田道長君演壇ニ登ル)

○依田道長君(百番) 諸君、二十八年勅令第九十二號ニ對シマシテ、委員會ノ經過及結果ヲ御報道致シマス、委員長、理事ノ報告ハ已ニ議長ニ於テ過日致サレマシテ居リマス、委員會ハ過ル十八日ニ開キマシテ、其委員會ニ於キマシテハ、此九十二號臨時陸軍軍法會議ノ件ハ承諾ヲ與フルモノト決シマシマス、此段御報告致シマス

○山田泰造君(二百八十七番) 一寸御尋申シタイ、此法案ノ第五條ヲ見マシマス、五條ノ前段ニ於キマシテハ治罪ニ關スルコトデアアル、然ルニ後段ニ至ルト刑法ニ關スルコトデアアル、大體デ見ルト陸軍ノ治罪法ト刑法ト是ハ殆ド一條ニ混同シテ居リマスルガ、是等ノ點ニ就イテハ委員會ニ於テハドウ云フ御意見デアリマシマス

○依田道長君(百番) 委員ニ於キマシテハ別ニ異論ハゴザリマセヌ、參考書ニ照シマシテ唯說明ヲ一々ニ請ヒマシテ決シマシマス

○議長(楠本正隆君) 決議ヲ採リマスル、該案ニ承諾ヲ與フルコトニ同意ノ諸君ハ起立

起立者 多數

○議長(楠本正隆君) 大多數 次ハ第六、理事ノ恩給及遺族扶助ニ關スル法律案、一讀會ノ續

第六 理事ノ恩給及遺族扶助ニ關ス 第一讀會ノ續(特別委員)

○議長(楠本正隆君) 委員長小鷹狩元凱君

(小鷹狩元凱君演壇ニ登ル)

○小鷹狩元凱君(二百六十三番) 理事ノ恩給及遺族扶助ニ關スル法律案ノ事ニ於キマシテハ、委員會ノ結果ヲ御報道致シマスル、此法律案ニ對シマシテ委員長及理事等ノ選舉等ノコトハ、先日最早報告ニナツテ居リマスカラ、諸君モ御承知デアリマスカラ申上ゲルコトヲ省キマス、去ル十八日ニ委員會ヲ開キマシテ、本案即チ理事ト申シマスルモノハ、彼ノ昨年ノ勅令第二百二十五號ニ依リマシテ分限令ヲ定メマシテ、終身官ト爲タコトデゴザイマス、ツレ故ニ是マデハ理事ト申ス者ハ普通官吏同様に恩給ヲ受ケテ居リマシテ、免官ト爲タコトキハ俸給ヲ直グ受クルコトニナツテ居ッタ所ガ理事ガ終身官ト爲ッタ上ハ免官ト云フコトハゴザイマセヌデ、或ハ豫備或ハ退職ト申スコトハ、丁度普通文官ノ免官ト云フ所ニ當ッタ、ツレヨリハ最早俸給ヲ受ケヌト云フ場合ニナリマスルカラ、何モ事新シク此恩給ヲ與ヘヌ、遺族扶助ヲ與ヘルト云フ譯デハゴザイマセヌ、唯免官ト云フコトハゴザイマセヌデ、豫備若クハ退職ト申スコトニナリマスコトデゴザイマスカラ、其時ヨリ致シマシテ矢張普通文官ノ分限同様ニ恩給ヲ與ヘ、或ハ彼ノ遺族扶助ニモ致スト云フコトデゴザイマシテ、決シテ普通文官ノ取計トツレ等ハ變ルコトモナシ、又ハ普通文官ニ積立金杯ノゴザイマス通、此理事モ同様デゴザイマスカラ、是ハ委員會ニ於キマシテハ全會一致ヲ致シマシテ、此事ヲ可決致シマシマス、委員會ニ於テモ全會一致ヲ以テ可決致シマシタカラ、又本會ニ於テモ可決致サレルヤウニ希望致シマス、實ニ此案ハ簡單ノ案デゴザイマシテ、格別御異議モアラウ筈モナイト思ヒマスカラ、唯今ハ第一讀會ノ續デゴザイマスカラ、引續イテ第二讀會ヲ開カレテ竝ニ確定議マデモ爲サレテ宜シコト、存シマスカラ、一寸此段ヲモ併テ申シマス

○議長(楠本正隆君) 例ニ依ッテ決議ヲ採リマスル、該案ニ對シ二讀會ヲ開クニ同意ノ諸君ハ起立

起立者 多數

○議長(楠本正隆君) 大多數

○吉本榮吉君(八十二番) 讀會ヲ省略シテ直ニ確定セラレンコトヲ望ミマス

(「贊成々々」ノ聲起ル)

○議長(楠本正隆君) 吉本榮吉君ヨリ讀會省略ノ動議ガ出マシマス、別段御異議モナイト認メマス、續イテ確定議ヲ採リマス

〔異議ナシ異議ナシノ聲起ル〕

○議長(楠本正隆君) 満場異議ナシト認メマス、乃チ確定ヲ報ジマス——次
第七、官設鐵道用品資金增加法律案、第一讀會ノ續、望月右内君

第七 官設鐵道用品資金增加
法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(特別委員
長報告)

〔望月右内君演壇ニ登ル〕

○望月右内君(十二番) 委員會ノ結果ヲ御報告致シマス、本案ニ就キマシテ
ハ兩度會ヲ開キマシテ、數回政府委員ニ向ッテ説明ヲ求メマシタ、尙ホ反覆
調査ノ末、満場 委員會一致ヲ以テ本案ヲ是認シマシテ、斯ノ如キ報告ヲ
致シマシタ次第デゴザイマス、此段御報告ニ及ビマス

〔望月右内君演壇ヲ降ル〕

○望月右内君(十二番) 本案ハ極簡單ナモノデ、且ツ明瞭ナモノデアラウト
思ヒマスカラ、讀會ヲ省略シテ直ニ確定セラレンコトヲ希望致シマス

〔贊成々々ノ聲起ル〕

○議長(楠本正隆君) 望月右内君ヨリ讀會省略ノ請求ガゴザイマス、別段御
異議ナシト認メマス、就イテハ確定讀ヲ採リマス

〔異議ナシ異議ナシノ聲起ル〕

○議長(楠本正隆君) 是レ亦御不同意ナキヲ以テ原案ハ確定ト認メマス、次
ハ第八、鐵道用品前金拂ニ關スル法律案、望月右内君

第八 官設鐵道用品ヲ官設鐵道用品資
金ヨリ買入ル、トキ前金拂概算 第一讀會ノ續(特別委員
長報告)
渡ニ關スル法律案(政府提出)

〔望月右内君演壇ニ登ル〕

○望月右内君(十二番) 本案ニ就キマシテモ前御報告致シマシタ如ク、矢張
兩度會ヲ開キマシテ十分ノ質問モシ、反覆調査ノ末、到底原案ノ如クシテ宜
カラウト、委員會ハ一致ヲ以テ是認致シマシタ、此段御報告致シマス

〔贊成々々ノ聲起ル〕

○議長(楠本正隆君) 讀會省略ハ、吉本君ノ請求、御異議ナシト認メマス
〔異議ナシ異議ナシノ聲起ル〕

○議長(楠本正隆君) 就イテハ確定讀モ別ニ御異議ナキヲ以テ確定ヲ致シマ
ス、就イテハ明後二十七日ノ議事日程ヲ報道致シマス

〔佐協書記官朗讀〕

議事日程 第十三號 明治二十九年一月二十七日(月曜日)

午後一時開議

第一 國債證券買入銷却法案(政府提出)

第二 新聞紙法案(政府提出)

第三 新聞紙法案

第四 明治二十三年法律第五十號民事訴訟法施行
條例中削除法律案(草刈親明君外三名提出)

○議長(楠本正隆君) 是ニテ散會ヲ報ジマス

午後二時二十五分散會

第一讀會ノ續(特別委員
長報告)

第一讀會ノ續(特別委員
長報告)

第一讀會ノ續(特別委員
長報告)

第一讀會